

第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

「食」は人が生きていくためには欠かせないものです。私たちは、長い歴史のなかで、食についての豊かな知識や経験、文化を築き、健全な食生活を送り、今日まで継承してきました。

しかし、近年、都市化や核家族化の進行、ライフスタイル※や価値観の多様化に伴い、食を取り巻く環境が大きく変化し、朝食の欠食や栄養バランスの偏りに代表されるような食習慣の乱れが、肥満や生活習慣病の増加の要因となっています。また、家族や友人などと楽しく食卓を囲む機会などが減少しており、孤食※や個食※の問題も顕在化しています。

さらに、食品の安全性への不安の高まりや、農業人口の減少に伴う食料自給率※の低下、食べ残しや食料の廃棄による資源の無駄遣いなど、食に関わる様々な問題も生じており、食に対する意識、関心や感謝の気持ちなどが薄れています。

このようななか、国では、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進するため、平成17年7月に「食育基本法※」を施行するとともに、平成18年3月に、食育に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的とした「食育推進基本計画※」を策定しました。

大阪府においても、府民一人ひとりが、心身の健康を増進する健全な食生活を実践できるよう、平成19年3月に「大阪府食育推進計画※」を策定し、食育を府民運動として推進しています。

本市では、「健康泉大津21（泉大津健康づくり計画）※」などを策定し、市民の健康づくりや食を支える口腔の健康づくりを進めていますが、今後さらに、市民一人ひとりが生涯を通じ、健康で豊かな生活を送れるよう食育の推進を図るため、「泉大津市食育推進計画」を策定しました。

「食育」とは（平成20年度食育白書より一部改変）

「食育」という言葉の概念には、食生活における知識・選択力の習得を通じた単なる食生活の改善にとどまらず、食を通じたコミュニケーションやマナー等の食に関する基本所作の実践に加えて、自然の恩恵等に対する感謝の念と理解、優れた食文化の継承等食に関する基礎の理解など、広範な内容が含まれます。これらは、子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、すべての人々が生涯にわたって健全な心身を培う上で必要なものです。

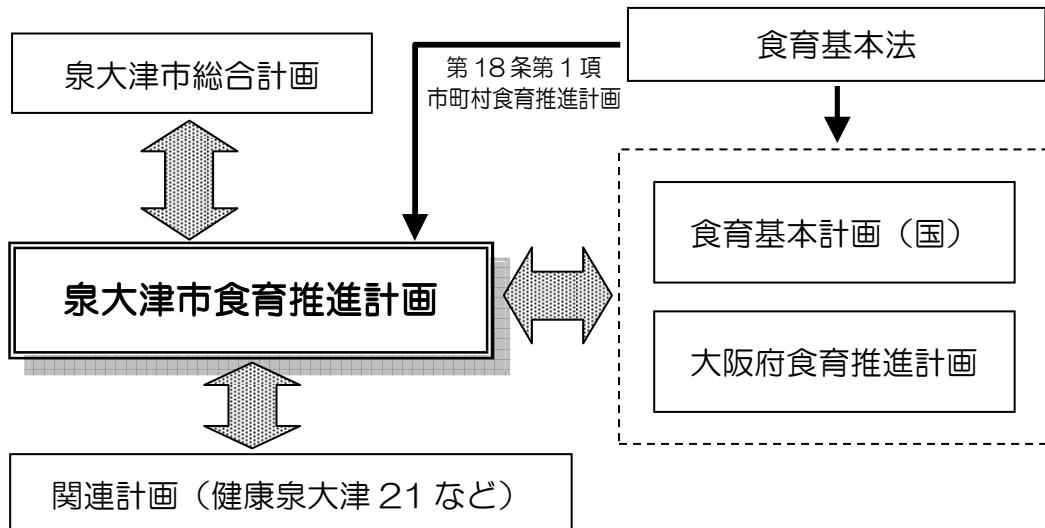
食育推進有識者懇談会（食育担当大臣主催）が平成19年6月に取りまとめた「食育推進国民運動の重点事項」では、こうした「食育」の幅広い概念を理解するための参考となるよう、下記の表のとおり、「食育」の概念の体系的な整理が試みられました。

理念		分野	望まれる日常の行為・態様	涵養（例）	是正対象	主な関連施策等
食にかかる人間形成	豊かな人間形成	食に関する基礎の習得	食を通じたコミュニケーション	○食卓を囲む家族の団らん ○食の楽しさの実感 ○地域での共有	○精神的豊かさ ○孤食 ○個食	（共食の場づくり）
			食に関する基本所作	○正しいマナー・作法による食事 食事のマナー（姿勢、順序等）、配膳、箸等 ○食前食後の挨拶習慣 「いただきます」「ごちそうさま」	○規範遵守意識 ○自然の恩恵（動植物の命を含む）、生産者への感謝の念 ○もったいない精神 ○豊かな味覚	○親子で参加する料理教室 ○食事についての望ましい習慣を学ぶ機会の提供
		食に関する基礎的理解	自然の恩恵等への感謝、環境との調査	○地場産の食材等を利用した食事の摂取・提供（地産地消） ○環境に配慮した食料の生産消費 ○調理の実践、体験	○食べ残し ○安易な食材の破棄 ○偏食	○消費者と生産者の交流 ○食に関する様々な体験活動（教育ファーム等） ○農林水産物の地域内消費の促進
			食文化	○郷土料理、行事食による食事	○食文化、伝統に関する歴史観等	○普及啓発 ほか
			食料事情ほか	○世界の食料事情や我が国の食料問題への関心	○食に関する国際感覚 ○食料問題に関する意識	
	心身の健康の増進	健全な食生活の実践	食品の安全性	○科学に基づく食品の安全性に関する理解	○食品の安全性に関する意識	○食に関する幅広い情報提供 ○意見交換（リスクコミュニケーション）
			食生活・栄養のバランス	○食材、調理方法の適切な選択による調理 ○中食の適切な選択 ○外食での適切な選択 ○日本型食生活の実践	○栄養バランスに関する食の判断力、選択力	○肥満、メタボリックシンドローム ○過度の瘦身志向 ○偏食 ○フードファティズム ○健全な食生活に関する指針の活用 ○栄養成分表示など
		健全な食生活と選択力の習得	食生活リズム	○規則正しい食生活リズム（毎朝食の摂取、間食・夜食の抑制） ○口腔衛生	○健全な生活リズム	○食事についての望ましい習慣を学ぶ機会の提供（「早寝早起き朝ごはん」運動の推進） （8020運動の実践）

2. 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画であり、泉大津市において、食育を推進するための基本的な考え方とともに、取り組みの方向性や内容などを示すものです。

また、本計画は、国の「食育基本計画」はもとより、大阪府の「大阪府食育基本計画※」との整合性を図るとともに、「泉大津市総合計画※」を上位計画とし、「健康泉大津21（泉大津健康づくり計画）」をはじめ、「泉大津市地域福祉計画※」「泉大津市次世代育成支援・地域行動計画※」などの関連計画との整合性を図るものとします。



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。なお、計画を実施するなかで、社会環境や経済情勢等に変化がある場合や、上位計画などの変更がある場合は、必要に応じて、計画の見直しを行うこととします。

4. 計画策定の体制

1) 泉大津市食育推進計画検討委員会の開催

関係機関・団体の代表や学識経験者などで構成する泉大津市食育推進計画検討委員会を開催し、本市の食をめぐる現状や課題、施策・事業の整理とともに、計画の基本理念や目標、計画の具体的な内容などについて検討・協議を行いました。

2) 泉大津市食育推進計画検討準備委員会の開催

庁内組織として、食育の関係各課で構成する泉大津市食育推進計画検討準備委員会を開催し、食育を推進するにあたっての基本方向などの検討や、食育に関する施策、事業の進捗整理、計画案の内容について検討・協議を行いました。

3) 市民等の計画策定への参加・参画

市民や食育の担い手などの意識、動向を把握するため、食育に関するアンケート調査やグループインタビューを実施しました。

また、より多くの市民の声を計画に反映するため、計画案に対するパブリックコメントを実施し、計画策定の参考としました。

